

令和7年度伯耆町価格高騰重点支援給付金 (不足額給付)のご案内

物価高騰による負担増を踏まえ、国の経済対策として実施された「所得税・個人住民税の定額減税」及び「低所得世帯向け給付」のいずれにも対象とならなかった人を対象に、給付金を支給します。

対象となる人

以下のいずれの要件も満たす人

- 令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円
(=本人として、定額減税の対象外であること)
- 税制度上、扶養親族の対象外
→ 青色事業専従者・事業専従者(白色) または 合計所得金額48万円超の人
(=扶養親族等として、定額減税の対象外であること)
- 低所得世帯向け給付^(※)の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

(※)以下の給付金を指します

- ・令和5年度非課税世帯への給付金(7万円)
- ・令和5年度均等割のみ課税世帯への給付金(10万円)
- ・令和6年度新たに非課税もしくは均等割のみが課税となった世帯への給付金(10万円)

給付金の支給額

原則 **4万円** (定額) ※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円

給付金の支給手続き

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 必要書類を添えて **令和7年10月31日(金)までに申請**してください。

給付金を支給する市町村

令和7年度個人住民税を課税する市町村 が支給します。

申請・お問い合わせ先

伯耆町役場 住民課 (価格高騰重点支援給付金担当)

☎0859-68-5531 受付時間 平日8:30~17:15

(e-mail) jyuumin-k@houki-town.jp

